

傍 聴 要 領

愛媛県水防協議会

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、5月14日（水曜日）13時45分までに、会場（愛媛県庁第一別館3階第3・5会議室）に入室し、会場内の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って傍聴席に着席して下さい。

（受付開始は、5月14日（水曜日）13時30分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。